

国指定史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会設置の趣旨について

1 設置の趣旨

国指定史跡会下山遺跡の整備及び活用の方法等について、広く有識者等から意見を聴取するため、検討委員会を設置する。

2 検討委員会の内容

(1) 設置（第1条関係）

国指定史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会を設置する。

(2) 所掌事務（第2条関係）

国指定史跡会下山遺跡の整備及び活用の方法等に関すること。

(3) 組織（第3条関係）

ア 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

1 学識経験者

2 学校教育関係者

3 社会教育関係者

4 地域活動団体の代表者

5 市民

6 行政関係者

(4) 任期（第4条関係）

ア 委員の任期は、2年とする。

イ 委員は、再任されることができる。

(5) 委員長及び副委員長（第5条関係）

ア 検討委員会に委員長、副委員長を置く。

イ 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

ウ 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

エ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(6) 会議（第6条関係）

ア 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

イ 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

ウ 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(7) 庶務（第7条関係）

検討委員会の庶務は、文化財保護に関する事務を所管する課において処理する。

(8) 補則（第8条関係）

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

3 施行期日

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

4 要綱

別紙のとおり